

391

特 249

637

昭和十一年八月

第六十九回帝國議會報告書

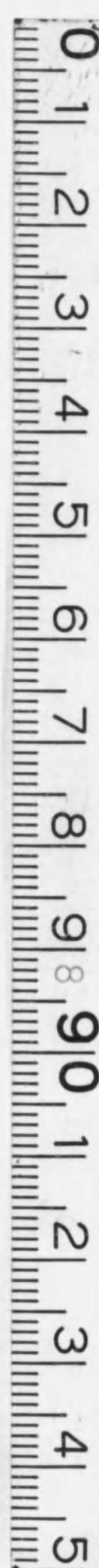
京都府船井郡園部町字大村

衆議院議員

田

中

好



始



特249
637

殘暑御見舞申上候

本年の暑さは格別でありましたが、残暑も亦厳しく御座います、延引ながら茲に特別議會の顛末を御報告申上ぐるに方り選舉民各位の御健康を祈ります。



田中好司

目 次

はしがき	一
今期議會の使命	三
財政及經濟問題	四
農村及產業問題	五
軍事外交問題	三
内政問題	五
結語	元
決議案	元
話題	三〇

第六十九回帝國議會報告書

衆議院議員 田 中 好

第六十九回帝國議會の顛末を御報告申上ぐるに先だつて、私の身上に關し各位の御諒解を得たいと思ひます。夫れは私の衆議院議員選舉法違反事件に就てどあります、私は選舉民各位の御諒解と御贊同とを得て京都府第二區から第二位の得票で當選するの榮を得ました、此御厚意に酬ゆる爲に獻身的に奉公して御期待に副はむことを所期したのであります。然るに總選舉終了後御承知の如き未曾有の不祥事二・二六事件が勃發致しまして社會は極度の不安に製はれ、人心は唯だ惶々たるのとき政變が行はれ、廣田内閣が組織されると言ふ物情頗る容易ならざるものがありました、新内閣は果たして能く此難局を擔當し得るや否を懸念し、吾々の活動すべきは此秋であると勇躍して居ました處、選舉終了後に於て事務長が私に無断で致しました行為が選舉法に違反すると言ふので檢

舉され、其の事件に何等の關係も無い私までが不幸嫌疑を蒙つたのでありました、此時に方つて私は私の信するところに従つて行動しましたならば或は私の爲には利益であつたかは知れませぬが、そう致しますと時艱の逼迫せる時代の政治に干與することが出来得ない結果に立至るのであります。斯くなれば選舉民各位の御期待に反することゝ爲つて申譯がないと信じまして事務長の言ふが儘を是認して供述し、漸く特別議會に出席することを得た様な次第であります。

右の如き始末で縲絏の辱を受くるに至りましたことは、私の不徳の致すところで寔に遺憾とし且つ恐縮する次第であります、事件は目下京都地方裁判所に於て審理されて居ますが、私の探つた行動の一片たりとも法律に違反することの無いのは、神明に誓つて間違の無い所であります、此實情が判明しますれば事なきを得る確心を有するのであります、私の最も畏敬する先輩、政友會幹部前遞信政務次官牧野良三氏と、民政黨幹部前司法政務次官原夫次郎氏とが私の事件を辯護して、吳れられ、斯界の重鎮たる兩氏が法律上問題とするに足らざることを主張されて居ますから、不日青天白日の身と爲ることを期して疑はないのであります、以上の次第を申述併て特別議會に於ける報告をなす爲演説會を開く積りであります、右事件の爲に其の機會を逸しまして酷暑の候となり農繁時期に入りましたから、右演説會に代へ茲に愚筆を以て御報告を申上げ御諒解を得たいと存じます。

今期議會の使命

今期議會の本來の使命は、前議會の解散に依つて不成立となつた、昭和十一年度豫算の追加案並に緊急な法律案を審議協賛することにあつたのであるが、更に重大なのは二・二六事件に對する新政策であつた、從つて吾々は尋常一樣ならざる緊張味を持して五月四日の開院式を迎へた、此日、車駕親臨し給ひて畏くも空前の御例と拜し奉らるゝ聖勅を賜つた、即ち
今次東京ニ起レル事件ハ朕カ憾トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進暢ニ效サンコトヲ期セヨ
と宣はせ給ふたのは國民として眞に恐懼する所でありました。式が終つて退御し給ひし後も感激の餘少時は一語も發する者無く、満場の肅氣は覚えず襟を正さしめた、茲に於て奉答文を起草し今や内外極めて多事經紀實に容易ならざる時に方つて都下の變あり畏くも宸襟を惱し奉つたことは恐懼措く所を知らず、謹みて聖旨を奉體し慎重審議協賛の任を完うし上陛下の聖明に應へ奉り下國民の委託に酬いむことを奏上しました、此感激は今期議會を通して終始議員の腦裡に深く刻せられ、諸案の審議に精勵是れ力め、議會政治の革正を圖らむとの熱意は高唱された。
廣田内閣は肅軍と庶政一新とを聲明して頗る熱心なものがあり國民の關心は深く此に集まつて居

たのであるが、其の具體案具現の方途如何は私等の監視した所であつて、政府は如何なる抱負と政策とを以て、吾等に答へたか以下其の大要を申述べむとす。

財政及經濟問題

十一年度豫算 昭和十一年度の豫算は衆議院が解散され不成立になつた爲、憲法第七十一條に基いて前年度の豫算が施行されるのであるが、解散後の今期特別議會に於ては、組閣後日尚浅く、政府の新な政策を具現するの違がなかつたと言ふ理由を以て、殆ど全く岡田内閣が編制した不成立豫算を踏襲するに過ぎない追加豫算を提出した、即ち不成立豫算に於て實行し得べきものは之を實行豫算に計上すると共に然らざるものは之を追加豫算に計上して經理せむとする方針の下に追加豫算を編制したのである。

昭和十一年度一般會計歳入出豫算額

區 分	實行豫算額	追加豫算額	計
歲入 經常部	一、四二七、八〇四、九六一 円	三、二四五、〇七五 円	四、四五二、八七九、〇三六 円
歲出 經常部	五二三、七七二、六六三	三四二、三四二、四九六	八五五、五一五、一九九

普通歳入	公債金	歲出	臨時部	計
二六、九九八、三〇七	三九六、一七四、三五六	一、九四〇、九七七、六四四	一一九九、五六、〇三三	一、九四〇、〇六七、五二九
△ 四、一〇元、八九五	△ 一、八三、一九七	△ 一、九四三、〇九二	△ 一、八三、一九七	△ 一、八三、一九七
三四、六七九、一九一	三〇七、六六三、二〇五	三〇四、五九六、五七一	三〇四、三九五、六二一	三〇六、四一元、七六八
一五、六七七、五九八	七〇三、八三七、五六一	二、三〇五、五七四、一九五	一、三一、二五〇、一六九	二、三一、五二七、二六七
△ 五、九四三、〇九二	△ 一、八三、一九七	△ 一、八三、一九七	△ 一、八三、一九七	△ 一、八三、一九七

(歳入歳出突合はさるは歳出中に國債金五百九十餘萬圓の不要額を含むに依る)

今歳入豫算に付て概略を説明すれば總額二十三億五百五十餘萬圓中經常部十四億五千餘萬圓、臨時部八億五千五百五十餘萬圓であつて、其の主要なるものは、

經常部	臨時部
租稅	
印紙收入	官有物拂下代
官業及官有財產收入	滿洲國々防費分擔金受入
通信事業會計納付金	臨時利得稅
日本銀行納付金	特別會計ヨリ受入
雜收	公債金
收入	内歳入補填公債

之を昭和十一年度豫算に比較すると、經常部に於て一億一千四百五十一萬八千餘圓を増し、臨時部に於て二千四百三十五萬七千餘圓を減じ、差引九千十六萬餘圓の増となる。

昭和十一年度歲入豫算内譯概算

經常部		臨時部	
租稅	九二三、三〇二千円	雜收	四六、三三二千円
印紙收入	七九、六一〇	特別會計ヨリ繰入	六、六四八
官業及官有財產收入	二九二、四〇四	經常部計	一、四五〇、〇五九
通信事業特別會計納入金	八一、〇〇〇	雜收	一六、六四三
日本銀行納付金	二〇、七六〇	官有物拂下代	一六、五五〇
公共團體工事費納付金	七、四〇七	滿洲事件公債	一五一、六七七
公共團體工事費分擔金	一〇、六四〇	歲入補填公債	七〇三、八三七
學術獎勵金受入	三三	歲入合計	二、三〇五、五七四
特別會計ヨリ繰入	一一、九九七	震災善後公債	七、〇〇六
保險會社納付金	三、五二〇	道路公債	九、九九〇
輸出補償收入	七九六	滿洲事件公債	一七三、九〇五
滿洲國々防費分擔金受入	二四、五〇〇	歲入合計	五一二、九三四
臨時利得稅	四二、〇八七	八五五、五一五	八五五、五一五
特別會計より一般財源受入	一七、五〇〇		

次に歲出豫算に付て其の概略を説明すれば總額二十三億一千百五十餘萬圓であつて、其の内譯は經常部十三億六千百二十餘萬圓、臨時部九億五千餘萬圓である、今歲出豫算中主要なものを示せば、

特殊なる歲出		外に特別會計	
兵備改善に關する經費	三九四、二〇八千円	内陸軍省所管	一八三、二七四
内陸軍省所管	一三四、九八〇	海軍省所管	九、四六二
海軍省所管	二五九、二二八	其の他(豫備金共)	五、六七九
滿洲事件費	一九八、四一五	爲替相場の變動に基く經費	七三、六三八
外に特別會計	一二、八〇六	海軍水陸整備費(臨時部)の増	三七、一五〇
國債整理基金繰入	三八三、一一一	海軍航空隊設備費(臨時部)の増	七、六六〇
主要なる新規經費	二〇、〇〇〇	海軍艦船整備費(臨時部)の増	五五、三四八
臨時町村財政補助金	三、四五七	海軍々需品整備費(臨時部)の追加	三、二七一
治水事業費の追加	二、九六五	農村經濟更生費の増	五、三一〇
港灣改良費の追加	二、二三八	森林費の増	二、八〇五
道路改良費の追加	一、三四六	農林省產業獎勵費の増	二、二五七
北海道拓殖費の追加	一六、六五五	石油保有補助費	五、二五三
災害費の追加	一、九四六	商工組合中央金庫臨時出資金	二、六三六
土地賃貸價格調査費	一、九二七	年金及恩給費の増	四、八八〇
陸軍々事費(經常部)の増			

陸軍々防充備費(臨時部)の増 五四、九八九

陸軍滿洲事件費(臨時部)の増 二〇、九一五

一七、〇一四

逕信省關係補助及獎勵費の増 一、六九三

雪害地方對策施設費 三、〇〇〇

東北振興に關する經費 八、九四二

海軍々事費(經常部)の増

二〇、九五五

之を昭和十年度豫算に比較すると、經常部に於て五千九十八萬餘圓を増し、臨時部に於て四千五百十一萬五千餘圓を増し合計九千六百十萬餘圓の増となる、尙昭和十一年度歲出實行豫算純計、即ち一般特別兩會計より重複せる費目を控除せる純計額は歲入六十四億三千三百餘萬圓、歲出六十二億七千三百餘萬圓であつて、更に此純計より國債整理基金特別會計に於ける米穀證券借換償還額及五分利國庫債券借換償還額を歲入歲出より削除せる實質的純計は歲入四十七億一千二百餘萬圓、歲出四十五億五千二百餘萬圓となる。

以上の豫算を通觀するに軍事費は十億五千七百餘萬圓に達し、實に歲出總額の四割五分八厘を占め、反之一般內治産業關係を含む行政費は四億六千七百餘萬圓であつて總額の二割二厘に過ぎない、此の如きは吾等の主張する兵農兩全政策よりするときは軍事偏重産業偏輕であつて跛行的財政策と言ふの外はない、固より現下の國際狀勢よりすれば、東亞和平確立の爲に國際聯盟を離脱して滿洲の建國を援け、海軍々縮會議を脱退したのであるからソ支米等隣接諸國との關係上陸海軍

備を整ふることの必要已むべからざる地位にあるのであつて、吾々は必要な軍事費を負擔するに寄ではない併しながら眞に國防の實を擧ぐるが爲には陸海軍備の充實のみを以て全うし得るものではなく、農村の振興、中小商工業者の向上發展、労働者の生活安定等國民經濟全般の興隆發展と相俟つて其の完きを得るのであつて、國防費を負擔するに足る民力の發展を期してこそ帝國の國威を維持發展せしむる所以である。然るにも不拘屬吏的豫算を編制したことは寔に遺憾とする。

兵農兩全の政策を實行するにも或は庶政の一新を策するにしても、其の根本的條件と爲るものは將來の財政計畫を確立することである、廣田首相及馬場藏相は其の施政演説に於て「新たなる國費支出の増加をも覺悟せねばならぬ實情であるから、速に將來の歲出の見透しをつけて居ないと認むることは出來ない、豫算案及議會に於ける政府の答辯に徵するに、政府は未だ歲出の見透しをつけて居るものと認むことは出來ない、從つて確固たる財政計畫を持つて居ないと言ふも過言ではない、寺内陸相や永野海相の議會に於ける答辯に就て見ると、陸軍豫算は現在の五億圓から八億圓位に膨脹する見込である、海軍豫算も亦八億圓位の費用を要すべきものと見られ、今後數年に亘つて陸海兩軍で毎年五億圓位の新規事業費を要する、之に吾等が兵農兩全の見地より主張する產業振興費に一億乃至二億の新規事業費を加ふれば、少くとも新に六億乃至七億の増額に對する財政計畫を樹てねばならぬ、茲に非常時財政の

難關が存するのである、政府は之に對して定見を有するか監視を要するのであるが、吾等の主張する所は須らく國民の經濟力其のものに立脚して將來に於ける財政的實力如何を確認することに在る、唯だ當面の收支計算のみに没頭して、目前の辻棲を合せることを以て能事終れりとする所謂健全財政には賛成し難い。少くとも思を幾年かの後に馳せ、功を將來に收むる遠い慮がなくてはならぬ。其の爲には先づ以て經濟力に基礎とした所謂財政的見透しが緊要である。之を爲すなくば未會有の財政難局に善處することが出來ない。

公債政策 我黨は國防・產業兩全政策の立場から前内閣の跛行豫算を難詰し、「公債漸減」又は「健全財政」の美名の下に農村や中小商工業者匡救の經費を奪ひ、これを犠牲にして顧みなかつた岡田内閣のやり方を極力排撃した、殊に我黨多年の主張たる産業振興——これを目標とした公債は、かの所謂健全財政論者の考ふるが如く、決して喰込的借金として非難すべきものでなく、寧ろ事業會社の固定資產としての性質をもつものと觀るべきであつて單なる財政自體の均衡よりも更に進んで國民經濟全局の均衡調節を中心目標とせねばならぬ、眞の健全な財政とは、國民經濟の全局が更生發展し、全國民の所得の增加が、自然增收の漸嵩となつて國庫に反映するに至る積極的財政を指し夫れを策することが我等の信條である、馬場藏相が議會に於て述べたところに依ればこの我黨の公債政策と同一の意見を持するやうであつて夫れを眞に實現すれば國家のため我

等の欣幸とするところである。唯こゝに注意を要することは、公債漸減の鐵則が緩和せられた結果として、この増發せらるゝ赤字公債が如何なる目的に向つて消費せらるゝかである、もしも馬場財政の「追隨性」が、國防産業の跛行狀態を矯正することでなくして、益々跛行に拍車をかけることとなれば、その時こそ、國民は高橋前藏相を追慕し、むしろ公債漸減主義の昔を謳歌するに至るであらう、馬場藏相たるもの、夢にも産業振興、國民生活安定のために、思ひ切つた經費の支出を忘れてはならぬ。

税制整理 以上述べたやうに我國の豫算は明年度から膨脹することは確かである、之を如何に始末するか、財政上の大問題であつて、根本目標としては産業貿易の發展に力を注ぎ、之に伴ふ自然増収に俟つべきではあるが、之は直ぐの間に合はない、そこで一方に赤字公債の増發、地方に税制整理による増収が考へられる、馬場藏相は高橋財政の修正を聲明し、公債漸減又は健全財政主義を固守し得ざる旨を述べ、増稅問題に就ても高橋前藏相と所見を異にすることを明かにした、吾等も現下の國情に照し此場合増稅の已むを得ざることを認める、併し夫れを決定するには國民經濟調整の問題を考慮せねばならぬ、即ち都市農村に於ける負擔の均衡と各階級間の犠牲の公平とを期し、特に窮乏地方に於ける負擔の輕減を眼目として税制の一般的改革を爲すの必要がある。

主義の是正か、統制經濟主義か、豫算案に法律案に、何等具體的政策を示さなかつた此の政府に、
せめて庶政一新の動向を卜するに足る政治の指導理念を、われ等は知らんとしたのであつたが、施
政の演説に於ては、その行はんとする經濟政策の何たるかを把握するを得なかつたのである。しか
し、委員會等に於て委員の追究に遭つて、大體政治的イデオロギーに於て、われ等の主張と大差な
きことを看取したのである、廣田首相は、「現下我國の經濟機構の下に於て、國家が或る程度の統制
を加ふる必要は、大勢から見ても痛感せられるところである、しかし、それは個人の活動が飽くま
き自由であるといふ原則の下に立脚したものであつて、この根本方針を離れた統制經濟はあり得な
いし、政府も、そこまで發展した統制について、實行しやうとする意思は有つて居ない。統制の起
る所以のものは、當該産業の性質が、(一)國防上國家が必要とする場合、(二)消費者保護、(三)相
互の競争によつて斯業の發展に阻害を來たすが如きとき、及び國際間の對立によつてこれを調整せ
ねばならぬ場合等であつて、これとて國民生活の安定を根本基調となしてゐる、外國貿易は自由通
商の見地に立つて臨むことが最も良いことであつて、現在、政府が採つてゐる根本の方針も、自由
通商政策に外ならぬ」と言ひ、馬場藏相も亦『日本文化の行詰りは、物質主義個人主義—資本主義の
弊害が積つてゐる點にある、これを適當に打開して新文明を生み出すといふ說には同感である、產
業統制主義については、など資本主義の弊害を除く以上に、或る場合には、産業の積極的助長の

ためにも統制をとつて行くといふとここまで考へてゐる』と述べ、小川商相も『現在の經濟機構の
改革の必要はあるが、破壊は考へぬ。無用の競争で國民生活の安定を脅かすものあるを考へ、政府
は相當統制の必要を考へてゐる、今迄も統制がなかつたのではないが、今日は統制を更に強化する
必要ありと考へる』と答辯したことに依つて考へると、現内閣成立當初しきりに革新的聲明を爲し
經濟機構を全面的に改革し、所謂統制經濟主義を採用するのではないかといふ懸念を芟除すること
と爲つた、即ち一步統制經濟的方面に踏み出すことはあつても其の根本は依然として自由主義經濟
に依存する、しかし、今後如何なる程度にまで自由主義的色彩を排撃して全體主義を主張するかは
廣田内閣の政策樹立の過程に於てなほ將來に残されてゐるといはねばなるまい。

吾等は庶政一新の先決問題は、現行行政機構の改革が先決問題であることを主張する、蓋し現在
の社會機構經濟機構の具現と見るべき行政機構、夫れは餘りにも個人主義的分業の基礎の上に編成
せられた行政組織であるからである、從つて現在の儘で新經濟政策を樹立せんとしても、それは空
論であり且つ遊戯であつて、假令それが法令化しても、その所期するところを達成し難い、產業運
動と反産運動と何故に調和し難いか、一農林省と商工省の對立を考へて見ねばならぬ。重要肥料
業の統制、重要産業統制法の目的の變更等、何れも法令の文句は尤もであるが、それは現在の行政
機構で、その目的の實現が可能と考ふるか。制度の底に横はつてゐる精神と力とを見逃してはなら

ぬのである。

今期議會に提案せられた諸政策は、前にも述べたやうに全く前内閣の踏襲政策である、農村對策として米穀自治管理法、產業處理法、重要肥料業統制法などは今後多少農村の便宜に供せらるゝかも知れぬが、依然として本質的な改革は行はれて居ないのである、農村工業化、農村金融對策、負債整理の徹底、土地政策、治水林野等の根本對策など、幾多の革新政策の片々が約束されたに過ぎない、又大藏省に關稅定率法改正、商工省に重要產業統制に關する法律の改正、商工組合中央金庫法、自動車製造業法、遞信省に航海統制法、内務省に退職積立金及退職手當法、不穩文書臨時取締法など、東北振興のために東北興業株式會社法、東北振興電力株式會社法などの如き重要な法案が議會を通過したが、何れも前内閣の遺物に過ぎない、是でも多少とも産業の發達に、國民生活の安定助長に役立つ收穫を納めたのは事實であるが、現内閣の庶政一新を標榜する經濟政策はすべて次の通常議會に持越された、廣田内閣は、果して案を具して新裝成れる議事堂に堂々と吾等と相見ゆるを得るや否や。

農村及產業問題

今期議會に於ける農村問題で成立した法律及豫算は其の數に於て必ずしも尠くな

農村問題

いが、夫等は概ね微溫的なものであつて農村問題解決に關する吾等の主張と相去る遠い、茲に於て、我黨議員から政府に對し深い注意を喚起し或は所信を披瀝して政府の考慮を求め、政府が將來方策を樹立する場合に於ける資に供せしめた、吾等は之に依つて今後に於ける政府の行動を監視すべきであるが、今主要な論議を摘錄すると、第一は農家戸數の維持である、即ち現に農家戸數は低減しつゝある實情であるから之を維持し不況以前に於ける農家戸數増加率程度の状態を保持し、之を基調として農家經濟の安定を圖る要がある、次は災害事前對策を徹底せしむることであつて、從來の災害對策は被害の復舊に重點を置いたのであるが、之を變革して事前對策を講じ被害を除却輕減する爲第三次治水計畫及第二期森林治水事業等の内容を充實し且つ之が速行を期すべきである、次は農村經濟の更生策である、即ち農村更生の要義は其の産業を振興し收入の增加を圖ることにあるが、二大産業たる米作と養蠶とは近き將來増産に向つて發展せしむることは覺束ないから、農村工業の振興を圖り貿易農產物の生産を増加せしめることであつて、土地政策の根幹は自作農の創設維持にある、田中内閣の提倡した政策を擴大して實施すると共に、隣保協力相助の精神に依つて自作農創設維持に關する當業者の協同組合を助成し、更に農業發展に關する的確な計畫を樹て土地擴張計畫を實行するを要するの件、小作立法に付て

は我が農村の特性に鑑み深い注意を要する、次は農村に於ける青年の教育を徹底せしむること即ち高等教育に編重し大衆教育偏輕に關する現制度を改革し、青年學校の教育を充實徹底せしむることである、以上は我黨代表者からした主要な論議であるが政府は之に對し賛意を表したから具體的な實現に關しては政府此後の措置を監視せねばならぬ。

米穀關係三法律 米穀自治管理法と米穀統制法の改正と穀共同貯藏助成法との三法であるが、米穀自治管理法は米穀の供給過剩な時に於て内地臺灣朝鮮を通じ、米穀生産者又は米穀取扱者をして米穀の貯藏を行はしめ、且つ一定程度の値上りまで之を貯藏せしめて米價の低落を防止せむとするのが本法の目的である、之に對しては商工業者側から怖れられたが夫程重大な打撃を與ふるものでないと同時に農村に對しても夫程効果の重大なものではない、唯だ米價の暴落を或る程度まで防止する代りに又暴騰をも防止する結果と爲るのである、從來は臺灣朝鮮米移入の爲に内地米を壓迫したが本法に依つて夫れが緩和され、生産者及取扱業者の貯藏に依つて政府の買入數量を減少せしめ國家財政の負擔を輕減するの外、當業者が自治的に米穀の統制操作に參加することと爲つて自助的精神を振作するの效果を有する。

米穀統制法の改正 米穀統制法に依る公定價格は毎年一回十二月に決定され、其の價格を以て一ヶ年を通じ政府は米の買入を爲すのであるが、賣り急ぎをするが爲に政府は買入れに困難を感じ米價

は益々低落する、故に最低公定價格に毎月金利及保管料を加算し、後月の買入に對しては夫れだけ最低公定價格を高めて買入を爲すこととし、賣り急ぎを防止するの外、災害等の場合に際し政府所有米の賣渡しを爲し得る應急處置の途を開き、小麥及小麥粉に對しても統制することとした。

穀共同貯藏助成法 本法は特定の團體が米穀の出廻り調節又は備荒貯蓄の目的を以て穀を貯藏する場合、政府は貯藏團體に對し毎年三十萬石を限度として金利及保管料に對する助成米として政府の所有米を交付せむとするものであつて、政府は貯藏穀に對し低利資金を融通することを考慮しつゝある、以上の三案は悉く第六十七議會に於て吾が黨の方針に依り修正したものを政府は其儘提出したのであつたから附帶決議を附し原案に協賛を與へた。

繭絲關係三法律 產繭處理統制法の制定と、蠶糸業組合法中の改正及蠶糸業法中の改正とである、產繭處理統制法は產繭の短期間に於ける取引に弊を防ぎ合理的方法に依つて公平圓滑な取引を期せむとするのであつて、或の種のものに限つては検定制度を強制し、特約取引に認可制度を採つて從前の弊害を除き、繭の處理方法を蠶糸業團體の自治統制に委ね團體員に對し行政廳が統制に服從すべきことを命じ得るの制度を採つた、本法の施行に依つて取引は合理化され賣買兩者の利益を公平にし、蠶糸者の產繭處理上の不利不安を除き、中小製糸の資金難を緩和し、蠶糸業の投機性を艾除し蠶糸業及製糸業の改善發達を促進する等の效果がある。

飼糞業組合法中の改正。 養糞實行組合の組合員でない養糞者を組合に加入せしめ、養糞組合には區域内養糞者會員を抱擁せむとする趣旨の徹底を期し、組合の設立及解散を認可制度とし、組合は部落の區域に依らしめ組合に總代會の制度を設くる等事務的の改正を加へた。

飼糞業法中の改正 産糞處理統制法に附隨して提案されたものであつて、同法の實施に依つて打撃を蒙る虞ある中小繩糞業者に對し糞糞共同施設組合を設け得ることとした、以上の三法は第六十七議會に於て審議未了となつたものであつて同議會審議の状況を斟酌し一部を修正し提出したのである、故に本法に緊密の關係を有する輸出生糞販賣統制に關する具體案を次期議會に提出すべき附帶決議と、本法施行上に於ける希望條項を附し協賛を與へた。

重要肥料業統制法 販賣肥料の消費額は二億圓に達し農業經營費中現金支出額の三割五分を占め、肥料は農業經濟の上に於て益と重要性を加ふるに至つた、然るに其の供給は圓滿ではなく價格も亦屢々暴騰し農業經營上に多大の脅威を與へてゐる、現に肥料對策として配給改善施設があるが是等は畢竟配給過程の不合理を是正するに過ぎないのであつて其の效果は限定されてゐて、需給及價格の統制を爲さなければ不徹底である、本法は其の目的の爲に設けられた、而して本法の適用を受くる肥料の種類は差當り硫安、石灰窒素及過磷酸石灰の三種であつて、本法運用の爲に肥料製造業者をして肥料の種類別に肥料製造業組合を組織せしめ、自治的に統制を行はしむるのであるが、立法

の目的を達成する爲政府は嚴重に之を監督し、業者が自發的に組合を設立せざるときは政府は設立を強制するの途を設け、組合が設立されたときは肥料製造業者は悉く組合に強制的に加入せしめらるゝ、組合の事業は、生産及價格の統制、委託販賣、必需品の供給、原料又は機械等の共同購入、其他組合員間の紛議の調停、製品の自治的検査等組合の目的を達するに必要な事業を行ふのである、之に依つて從來カルテルに依つて生じた獨占價格の弊を除去し更に肥料製造業者をして其の經營を合理化せしむるの外、低廉な外國肥料の殺到に依つて國內肥料製造業を衰亡に陥ることを避け、夫れに反し安価に海外に輸出して國內に不足を生じ價格の暴騰を來すが如きことを防止することが出来る、本法の所期する所以上の如くであるが肥料對策としては完全なものとは言ひ得ないが、從來何等の立法もなく業者の爲すが儘に放任された肥料の事業を政府の監督の下に經營せしめ不満足ながらも肥料對策の軌道に乗つたまでも喜ばしいことである、依つて附帶決議を附して協賛した。

土地質貸價格改訂問題 地租法に於ては地租の課稅標準たる質貸價格を十年毎に改訂することと爲つてゐるが、其の第一回の改訂が昭和十三年度に行はるゝので、之が爲に幾多の手續を要し相當の時日がなければならぬ、仍て土地質貸價格改訂法と之に伴ふ土地整理組合法の特令に關する法律を制定し本年度より此事業に着手することと爲つた。

農村關係法規の改正 農村關係法規に關し改正案の提出されたのは國稅徵收法農村負債整理組合法及競馬法の改正とある。國稅徵收法の改正は國稅徵收の經費として國庫より市町村に對する交付金は全國市町村同一率であつたのを、市町村の状況に依つて差別を設けむとするのである。負債整理組合法は臨時的性質を有するものであつて、組合の設立を爲し得る期間は本年七月末日迄であるのを更に三ヶ年延長し、從つて資金の融通を爲し得る期間並に融通資金の償還期限を各二ヶ年間延長せむとするものである。負債整理事業が農村の現状に照し最も重要性を持つものなることは言ふ迄もない。我黨は次期議會に負債整理に關する徹底の方策の樹立を要望し附帶決議を附し原案を成立せしめた。競馬法は競馬施行機關に關する改訂、政府納付金の改訂及取締規則を嚴にする改正等であつて何れも至當のものであるから協賛を與へた。

農村對策新施設 農村關係の施設であつて新規に計畫されたものは其の數に於て非常に多い。是等の内立法を伴ふものは既に述べたが然らざるものゝ内で重要なものを擧ぐると、第一は臨時町村財政補給金である。今日の經濟状勢に於ては富と事業とが一部の地方に集中し、租稅の負擔が地方的に著しい差異を生ずるに至つた。從つて其地方に於ける稅收入を以て支辨することは不公平な結果となる。即ち富み榮え行く地方は其の地方民の豊富な負擔に於て比較的輕い負擔に於て地方費を支辨するに反し、窮乏せる地方は過重の負擔をせなければ地方費を支辨することは出來ない現象を

見るのである。我黨は多年此不公平な状態を緩和することを主張し來つたのであるが、其主張の一部が本年度豫算に實現し臨時町村財政補給金として一千萬圓を計上した。此補給金は一般補給金を特別補給金とに分けて窮乏町村に交付せらるゝのであるが、我黨が主張する地方稅總額の約一割即ち六千萬圓を補給すべしと言ふ主張と遠ざかつてゐるので政府の計畫は不徹底のものと言はざるを得ない。殊に此計畫の如く町村だけに補給しても所期の效果を收めないのであつて、更に進んで道府縣に對しても補給するの必要がある。吾等は補給金額の増額と被補給者の範圍を擴張することに力を致さねばならぬ。次は農村經濟更生特別助成金である。農漁山村の經濟更生事業を政府が執行し始めたのは昭和七年度であつて、毎年一千町村宛を指定して五ヶ年間に五千町村を指定し經濟年間に年一分二厘宛の利子を補給するのである。併し之も微溫的な計畫であるから更に其の範圍を擴張して家は興り村は榮え獨立生活をなし得るやうな徹底した計畫を實現せしめねばならぬ。其他第二期森林治水事業計畫や馬政第二次計畫を樹立して十一年度から實行し其の外にも見るべき農業施設を實行することに爲つた。

國內産業の興隆を圖り海外貿易の増進を企つることは刻下の緊要事であるに不

産業問題

拘束障碍隨所に起り海外貿易の前途に多大の不安を感じしめつゝあるが、現内閣の爲す所偷安姑息であつて前内閣の爲所を繼承したに過ぎない、故に本議會に於ては適切な方策を樹立し産業の興隆に關し遺憾なきを期するやう政府を督勵した。商工組合中央金庫法商業組合工業組合及輸出組合の中央金融機關として商工組合中央金庫を設け、組合金融の圓滑を計り中小商工業企業經營に資せむとするのである、我黨は中小商工業者との最も痛切に感じつゝあるは金融難であることを察知し、夫れを救濟する爲には營利主義に依らない金融機關を設置し、農業者が隣保相助に依る金融機關を有するが如く中小商工業者の爲に金融機關の設立整備の緊要なることを強調したが、本法は其實現に過ぎないのである、併し資本金を一千萬圓としたのはまだ姑息であつて使命達成の爲には不十分である、少くとも之を三千萬圓以上とし中小商工業者の發展を圖るべきであつて、本案には多大の不満を感じるのであるが之でも無きに優るのであるから不満を忍んで協賛を與へた。

重要産業の統制其他 重要産業統制法は本年八月十日を以て有效期間満了するのであるが之を更に五年延長すると共に其の内容の一部に改正を加へたのである、現下の經濟情勢に照し期間の延長は當然であつて統制機能の強化トラストに對しカルテル同様の取締を爲すこととした點、將來外地にも施行するの用意ある事等重要な改正である、従つて産業統制上一段の效果あるべしと期待されるのであるから不満を忍んで協賛を與へた。

軍事外交問題

國防充實 我國の建前は不脅威不侵略にあることは言ふ迄もない、此政策は克く列國の動向に従つて伸縮性を有するのは當然である、ソ聯邦の極東國境に沿ふ過大な軍備は其の理由の如何を問はず我的理解に苦しむところ、支那に於ける抗日反滿の態度は依然として改められない、併かも車の自給を圖るが爲に自動車製造事業法を制定し、中小工業者の手に依つて生産せらるゝ輸出品の粗製濫造を取締るが爲に重要輸出品取締法を設け、輸出絹織物取締法及輸出組合法を改正し航路統制法を制定するなど我が海外貿易の發展に備へた。

ぬ、それから主力艦の代換建造、航空兵力の増勢、航空機の更新、水陸整備の急務等是亦七億圓を突破するものと見られてゐる、是等巨額の軍事費の負擔は國民の否むべき所ではないにしても國民の負擔力には限りがあるから國民力を培育し涵養することを要する、従つて兵農兩全の強烈な主張を堅持する所以であるが、今期議會に於て政府は幾度か我黨の主張に對して全然是認同意の態度を表明し、其の具體策を以て次期の議會に臨むべきを答へた、吾等は國防充實の急を思ふと同一の重要性を痛感して民力擴充策の具現を政府に要望したのである。

肅軍問題 二・二六事件の真相を究め國民をして安堵せしむべき重大問題であつたが、寺内陸相は自發的に軍の眞意を披瀝し、前古未曾有の不祥事を惹起したのは深く恐懼して居るが、反亂行爲の加擔者及之に類する者は極めて少數一部に過ぎない。軍の全體としては一意軍務に精進し國軍本來の面目は微動だにして居ないと説き、事件參加者の行動は許すべからざる反亂行爲であつたことは既に彼等が兵營出發の時より明かな事實であると斷言し、幸にして兵火を見ずして鎮定したとの經過の委曲を盡し最後に軍は本事件に鑑みて深く自省自戒し、其由つて来る原因を探究精査して之を芟除し、更始一新、大に軍紀を肅正して益々國軍の本領を擴充して、其の精華を發揚し以上は陛下の御負託に對へ奉り、下は國民の信賴に副はんことを固く決意して居ると、斷然牢固

たる決意の心底を吐露した、日程の最後に於ては祕密會を開き一層詳細に之を説明した、吾人は寺内陸相の誠意に對する信賴を厚うし、益々健在にして軍國の大事たる肅軍の達成を望んで已まない。外交刷新の要望 國際情勢が複雑であつて險惡なこと今日の如きはない。然るに我國外交を見るに其の認むべきは一としてないのは遺憾とする所であつて、無外交ほど愚なるはなく危険なるはない、勿論吾等は國交の調整を外交官の工作に委ねるだけの大膽さはないが、民力の根柢に培ひ國民の理解に憩へ國本の磐石を築きて外交も亦容易に滑かにするを要する、廣田首相は、統一ある自主品牌的外交の確立を期す、と力説したが之は單なる外交理念の繰返しに過ぎない、吾等の聞かんとする所は外交の抽象論ではなく其の實績であつたのであるが、唯だ外交の一元化を物語るに過ぎなかつたのは失望せざるを得ない、素より外交の一元化即ち統一は結構ではあるが、霞ヶ關外交をして更に一層無外交の結果に陥らしめることなきやを憂慮する、我が外交陣營は如何、其の機構を改革し機能を擴充するの企圖は如何、多年の懸案である人事刷新の斷行は如何、經濟外交の對策は如何、貿易障碍の打開策は如何、隣接諸國との國交調整は如何、是等に關して吾等は満足し得ないのであつて議會の凡ゆる機會に於て其の全面的刷新を要望したのであつた。

廣田内閣の内政上の問題は、前に述べた財政及經濟、農村及產業問題の外に立憲政治の透徹國體觀念の明徴、文教の刷新、社會政策の整備充實、吏道の振肅、行政機構の改革等であつて何れも其の趣旨に於て賛成するに至らないが、今期議會に於ては夫れが實現に關するもの一としてなく空を攫むが如きものであつた。其の結果として不穩文書取締法案は修正を餘儀なくされ、總動員機密保護法案は審議未了となつて政府をして反省せしめた、唯現内閣唯一の社會立法である退職積立金及退職手當法案が多少の修正に依つて通過したのは、労働者の生活安定上且つ産業の發達上より見て喜ぶべきである。

今期議會に於て協賛した主な内政上の新規事業は、内務省所管に於て職業紹介に關する行政機構の改善、不穩分子に對する警察特別施設、結核豫防國民運動の振興、窮乏町村財政援助等であり、文部省所管に於て教學刷新の一部として國體主義の編纂頒布、日本文化に關する講義施設、國民精神文化研究所施設擴充、日本文化に關する文献蒐集頒布、教學刷新評議會創設、青年學校專任教員俸給費補助の増加、中等教科書の編纂等である、又司法省所管に於ては司法警察の刷新、改正辯護士法の施行、思想犯保護觀察法の施行等である、以下内政上の主な問題に就て述ぶることとする。

司法權濫用・人權蹂躪問題 總選舉に於ける人權蹂躪の聲高く兩大政黨は勿論小會派の全部に至るまで議員の總てが何れも慘虐な事實を擧げて、司法權の濫用と人權蹂躪の非違とを糾弾したこと

は注目に價する、從つて本會議の始から終まで、本會議たると何れの委員會たるとを問はず、苟も内務司法兩當局の臨む所糾弾の聲を聞かざるはなかつた、如何に此問題の普遍的であつて深刻であつたかを知るに足る。吾等は選舉の跡を顧る時、其の取締の上に檢舉の上に、官僚フアツショの波に乗る一部の警察當局及檢察當局の非違的手段を發見する、如何に多くの善良な國民が虐げられ、所謂無辜の民を出したかを思ふ時、法治國の實いづれにありやを疑ひ、慄然肌に粟を生ぜざるを得ないと言ふも過言ではない、吾等は多くの事實を指摘して其の非違を糾弾したのに對し、司法大臣は悉く吾等の意見の正當なるを認め誠意を以て矯正すべきを明約し、特に其一に就ては内務大臣も亦將來斯ることなきやう努力すべしと誓つた、吾等が指摘せる人權蹂躪の具體的事實に就ては、政府は次期議會に其の調査並に處分に付報告を爲すことにしてゐる、吾等は是等の事實並に此後に於ける檢察裁判の事實につき来るべき通常議會に於て一層熱心深刻に本問題を検討するであらう。

思想犯保護觀察法 本法は思想犯人即ち治安維持法違反者が、更に罪を犯すの危険を防止し、且つ適法にして秩序ある生活に馳致せしむる爲に、起訴猶豫の處分、又は執行猶豫の言渡を受け若は刑の執行を終り又は假出獄を許された者の中特に必要ありと認むる者に對して保護觀察の處分を爲さむとするものであつて釋放者保護制度の一部である、併しながら本法は適用宜敷を得るときは國

家の利益と爲るが其の適用を誤るあらば、其の害は懼るべきであるから戒慎を希望して協賛を與へた。

退職積立金及退職手當法 工場法の適用を受くる工場と鑛山法の適用を受くる事業に於て使用せらるゝ労働者が、退職の時に受けべき退職手當を法律化したのである、即ち從來は所謂淳風美俗に依つて工場主や鑛山主が退職労働者に對し、夫れぐの手當を與へてゐたのであるが労働者の福祉を慮つて立法したのであるが、小事業經營の容易を期する爲め適用範圍を縮少し積立金額の制限を緩和し刑罰を軽くすることに修正し尙附帶決議をして協賛した。

不穏文書臨時取締法 近時軍秩を紊り財界を攪亂し其の他人心を惑亂するが如き怪文書が、頻に散布されて非常時局の收拾、特に肅軍の目的達成上支障あるから立法せむとしたのであるが、其實は言論文章の自由に對する制限彈壓となる怖があつて其の結果は正當な報道機關の活動に支障を來し世は暗と爲つて疑心暗鬼を生ぜしめ却つて本法制定の目的に反する世態を誘致する爲に舉つて反対したのであつたが、陸軍大臣は之れなくては肅軍の實を擧ぐることが出來ないと強調し、内務司法兩當局も此目的以外は努めて餘弊を除くことを言明したので、多大の修正を加へ附帶決議を付して協賛した。

決議案

聖旨奉體庶政一新 開院式に賜つた優渥な聖勅に對し奉り衆議院の深甚崇高な感激は其の奉答文を以て、自ら安んじ自ら已む能はず、至誠の逆るところ更に力強く決議すべしとの議は期せずして各議員一致の意見であつた、仍て左の決議をするに至つた。

聖旨奉體庶政一新ニ關スル決議

衆議院ハ優渥ナル 聖旨ヲ奉體シ時局ノ重大ナルニ顧ミ自肅自彊議會ノ機能ヲ發揮シ憲政ヲ擁護シ政府ヲ督勵シテ庶政ヲ釐革セシメ以テ民心ヲ安定シ國運ヲ恢弘セムコトヲ期ス

議會制度改正及選舉法改正 今日の如く議會の不振と選舉の墮落とを誘致した原因は、朝野國民全般の精神的缺陷と形式的制度上の不備とに基くのであつて、之を革新し向上せしむるには獨り議員の自肅自彊のみに俟つべきではなく、朝野國民全體が覺醒せなければならぬ、其の機運を如何にして造るべきかは憂國の士が眞剣に考慮した所であつたが、時運の要求する所に鑑み左の決議を爲すに至つた。

議會制度改正ニ關スル決議

時勢ノ推移ニ鑑ミ衆議院ノ機能ヲ一層發揮シ其能率ノ増進ヲ圖ルハ方ニ緊要ナリト認ム仍テ政府

ハ速ニ議會制度ニ關スル調査會ヲ設ケ之ガ改正案ヲ次期議會ニ提出スペシ

衆議院議員選舉法改正ニ關スル決議

シユウイイキシギ^{ホンセシヨ}ハラクシ^{セイセキ}ハザルモノ^{ハナハホホ}甚ダ多キヲ認ム仍テ
政府ハ速ニ衆議院議員選舉法改正委員會ヲ組織シ本法並ニ附屬法規ノ全般ニ瓦リ審議ヲ盡シ之
ガ改正案ヲ次期議會ニ提出スペシ

以上二つの決議の爲に政府は次期議會に成案を得て、議會に提出せなければならぬことを爲つた、之に依つて從來から稍ともすれば非難された制度が改革さるゝに至つたならば我國憲政の進展觀るべきものがあらう。

結

話

今期議會の勢頭、開院式に際して賜りし優渥なる聖勅に對し奉る吾等の深き感激は、全會期を一貫せる崇高なる指導精神となり、終始あらゆる機會に發露せられたのである、かの聖旨奉體庶政一新の決議の如きは實にその一である、兩大政黨が議會の地位維持の爲に力めて協調の實を擧げたるものその一である、又僅に二十數日を以て、通常議會をも凌駕すべき五十有餘件の各案を議了したる精勵振りもその一である、議會の自肅奮奮は正に斯くの如きものであつた、而してこの間

に於ける吾黨の指導的努力は實に尋常ならざるものがあつた。

然れども、かゝる審議の結果に拘らず、特記するに足る其收穫は纔に寺内陸相の肅軍に關する誠意と、多年懸案の農村關係の諸法案並に近年兎角閑却せられたる觀ありし社會立法の通過等を數ふるに止まる、之を有り態に云へば、國民の現内閣に對する漠然たる不安は未だ全く冰解するに至らぬのである、庶政一新の眞意義は如何、不祥事件後の情勢の眞相は如何、馬場財政の本質は如何、財政計畫ありとせばその貌容は如何、その増稅の範圍と程度は如何、その產業費への寄與の熱意は如何、統制經濟の採用の程度は如何、而して外交問題に關しては、現下の非常時局に鑑み國民の要望せる隣接諸國との國交調整、經濟外交の實現等孰れも一日を緩うす可らざるものがある、併し夫等は未解決の儘にて通常議會へ持ち越されたのである。

之を要するに今期議會は肅正選舉の後、また未曾有の不祥事件の後、而して廣田内閣最初の議會であり、從つて國民の政治的關心は頗る深く且つ大なるものがあつた、然るに其提案に係るものは豫算案並に重要法案共に、悉く前内閣の踏襲にして、組閣當時天下に呼號したる庶政一新に就いて、何等見るべき政策のなかりしは、甚だ遺憾とせざるを得なかつた、唯だ吾等は政府が、吾黨の主張である立憲政治の確立、肅軍の徹底、國防産業の兩全、低金利政策の實行、稅制の整理、產業貿易の振興、行政機構の改革、教育の刷新等に對して、是認同意の態度を明かにし、更にまた風貌

未だ茫漠たる廣田内閣をして、其政策の確立、特に庶政の一新と肅軍の遂行とを、次期の通常議會に約束せしめたることは、今期議會に於ける吾等の任務の達成であり、同時に一大收穫であつたといふべきである。されど要是言明や、理論にあらず、廣田首相が果して幾干の力と熱とを有するや否やに懸るのである、吾等は刮目して今後の實績を見守らんとするものであるが、此際吾等は一層精勵以て政務の調査に徹底し、團結以て時艱の重責を痛感し、政府を督勵鞭撻して國民の寄託に酬い、諷刺たる意氣を抱いて、来る議會に臨まねばならぬ。

第六十九回帝國議會報告書

昭和十一年八月二十日 印刷
昭和十一年八月廿五日 発行

非賣品

田中好
東京市杉並區天沼一ノ二七九

編輯發行

印刷所

株式會社常磐印刷所

東京市小石川區諏訪町五六



終

